

2024年2月14日

各位

会社名 フロンティア・マネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 大西 正一郎  
 (コード番号：7038 東証プライム市場)  
 問合せ先 執行役員 カンパニー企画管理部門長 濱田 寛明  
 (TEL. 03-6862-8335)

## 監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり取締役に係る報酬制度の改定を行うことについて、2024年3月27日開催予定の第17回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役報酬制度の改定の概要

当社は、本定時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これを受けて、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額及び監査等委員である取締役の金銭報酬の額の設定、並びに譲渡制限付株式報酬の額及び内容の改定をすることに関する議案を本定時株主総会に付議することといたしました。改定予定の取締役報酬制度の概要は、下表のとおりです。

現行制度		改定案	
金銭報酬 (上限)		金銭報酬 (上限)	
取締役の金銭報酬	400,000 千円	取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬	350,000 千円
監査役の金銭報酬	50,000 千円	監査等委員である取締役の金銭報酬	55,000 千円
譲渡制限付株式報酬 (上限)		譲渡制限付株式報酬 (上限)	
株式報酬 A	100,000 千円	株式報酬 A	130,000 千円
株式報酬 B	50,000 千円	株式報酬 B	65,000 千円
合計	600,000 千円	合計	600,000 千円

#### 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額の設定

本定時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額を、年額 350,000 千円以内とすることについて本定時株主総会に付議する予定であります。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとします。

当社は、「取締役報酬の決定方針」について、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しており、本定時株主総会において「定款の一部変更の件」及び上記金銭報酬の額の設定が承認された場合、「取締役報酬の決定方針」を別紙1記載の概要のとおり

りに変更することを予定しております。当該金銭報酬の額の設定は、当該変更後の方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等を決定するために必要かつ合理的なものとなっております。

### 3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額の設定

本定時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の職責に相応しい水準とするため、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額 55,000 千円以内とすることについて本定時株主総会に付議する予定であります。

当該金銭報酬の額は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、監査等委員である取締役の職責その他諸般の事情を勘案したものであり、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定していることから、相当であると判断しております。

### 4. 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に対する譲渡制限株式報酬の額及び内容の一部改定

本定時株主総会において「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社の社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬として新たに設定するとともに、さらなる企業価値の向上を図るため、本制度の内容を一部改定することといたします。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額とは別枠として、（i）単年度の連結業績と連動する株式報酬 A として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、年額 130,000 千円以内、その総数は、年間 900,000 株以内、（ii）中長期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する株式報酬 B として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、年額 65,000 千円以内、その総数は、年間 45,000 株以内とすることについて本定時株主総会に付議する予定であります。

#### (1) 単年度業績連動型報酬の改定

改定前	改定後
<p>単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬 A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬 A）により支給します。</p> <p>各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が <math>\frac{2}{3}</math>、株式報酬 A が <math>\frac{1}{3}</math> とします。連結業績の指標としては、<u>連結営業利益等</u>を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。</p>	<p>単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬 A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、取締役（<u>監査等委員である取締役</u>、社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬 A）により支給します。</p> <p>各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が <math>\frac{1}{2}</math>、株式報酬 A が <math>\frac{1}{2}</math> とします。連結業績の指標としては、<u>株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額</u>を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。</p>
<p>【本項目の改定理由】監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする本制度を、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）を対象とする制度として再設定するものです。また、単年度インセンティブとしての株式報酬の割合を一層高める等の改定をしております（株式報酬 A の報酬額及び株式数の上限は、下記(3)のとおりです。）。なお、監督機能を</p>	

担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、本制度の対象外としております。

(2) 中長期業績連動型報酬の改定

改定前	改定後
<p>中長期業績連動型報酬（株式報酬 B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬 B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。</p> <p>なお、<u>2021 年から 2023 年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、連結売上高成長率、連結営業利益率、及び、連結 ROE 等の達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。</u></p>	<p>中長期業績連動型報酬（株式報酬 B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬 B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。</p> <p>なお、<u>2024 年から 2026 年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額、及び、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結 ROE の達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。</u></p>
<p>【本項目の改定理由】2024 年から 2026 年までの間の当社中期経営計画に係る経営目標の指標として、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております業績達成条件の内容等について改定するものです（株式報酬 B の報酬額及び株式数の上限は、下記(4)のとおりです。）。なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、本制度の対象外としております。</p>	

(3) 単年度の連結業績と連動する株式報酬 A の報酬額及び株式数の上限の改定

改定前	改定後
<p>株式報酬の額の上限：<u>年額 100,000 千円以内</u> 本割当株式の数の上限：<u>年間 40,000 株以内</u></p>	<p>株式報酬の額の上限：<u>年額 130,000 千円以内</u> 本割当株式の数の上限：<u>年間 90,000 株以内</u></p>
<p>【本項目の改定理由】対象取締役の報酬を市場競争力のある水準とし、単年度インセンティブとしての株式報酬の割合を一層高めることで、単年度の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的として、本制度において当社が拠出する金員の上限を改定するものです。また、対象取締役に付与される株式数（「本割当株式」の定義は別紙 2 記載のとおりです。）の上限についても、直近の株価動向等を考慮のうえ、改定を行うものです。</p>	

(4) 中長期業績連動型報酬（株式報酬 B）の報酬額及び株式数の上限の改定

改定前	改定後
<p>株式報酬の額の上限：<u>年額 50,000 千円以内</u> 本割当株式の数の上限：<u>年間 20,000 株以内</u></p>	<p>株式報酬の額の上限：<u>年額 65,000 千円以内</u> 本割当株式の数の上限：<u>年間 45,000 株以内</u></p>
<p>【本項目の改定理由】対象取締役の報酬を市場競争力のある水準とし、中長期インセンティブとしての株式報酬の割合を一層高めることで、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に対する貢献意識をこれまで以上に高めることを目的として、本制度において当社が拠出する金員の上限を改定するものです。また、対象取締役に付与される株式数（「本割当株式」の定義は別紙 2 記載のとおりです。）の上限についても、直近の株価動向等を考慮のうえ、改定を行うものです。</p>	

## 別紙 1 取締役報酬制度について

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と業績との連動性を高め、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成及び持続的な企業価値の向上により一層資する報酬制度とするため、当社の取締役報酬は、単年度の業績目標の達成度に連動する単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬 A）、並びに、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する中長期業績連動型報酬（株式報酬 B）から構成されております。なお、株式報酬 A 及び株式報酬 B については、株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、中期経営計画の経営目標の達成や企業価値の向上に向けたインセンティブを強化することを目的として、いずれも譲渡制限付株式にて支給するものです。

取締役報酬制度の改定後における当社の「取締役報酬の決定方針」の概要は以下のとおりです。

### 【取締役報酬の決定方針の概要】

#### (1) 基本方針

企業理念を実践し、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成及び持続的な企業価値の向上に資する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とします。

ステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とします。

#### (2) 報酬構成

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）の報酬は、上記基本方針に掲げられた要素のバランスを取りながら、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する単年度業績連動型報酬及び中長期業績連動型報酬で構成します。

監査等委員である取締役、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）の各業績連動型報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役員区分に応じて決定します。

#### (3) 基本報酬

取締役に対して、固定報酬である基本報酬を月次で支給します。

基本報酬額は、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除きます。）については、担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、短期・中長期業績への貢献度、企業価値の向上への貢献度等を加味し、同業他社水準を考慮し決定します。

監査等委員である取締役、社外取締役については、職責及び他社水準を考慮し決定します。

#### (4) 単年度業績連動型報酬

単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬 A）は、単年度の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に對し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬 A）により支給します。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が 1/2、株式報酬 A が 1/2 とします。

連結業績の指標としては、株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額を基本指標とし、各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定します。

単年度業績連動型報酬（株式報酬 A）の内容の概要は、別紙 2「取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について」に記載のとおりです。

#### (5) 中長期業績連動型報酬

中長期業績連動型報酬（株式報酬 B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に對して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬 B）を支給します。原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与し

た当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定します。

なお、2024 年から 2026 年までの間の中期経営計画に係る経営目標の指標としては、株価上昇率、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結当期純利益額、及び、フロンティア・キャピタル株式会社を除く連結 ROE の達成度を挙げております。今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該経営目標の指標は取締役会の決議により変更されることがあります。

中長期業績連動型報酬（株式報酬 B）の内容の概要は、別紙 2「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について」に記載のとおりです。

#### (6) 報酬ガバナンス

取締役報酬（基本報酬、単年度業績連動型報酬、中長期業績連動型報酬）は、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定します。

重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬 A 及び株式報酬 B の全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定します。

別紙2 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の内容について

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないで当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結します。対象取締役は、本割当契約に定める一定の期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)中は、本割当契約によって交付された株式(以下「本割当株式」といいます。)について、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」といいます。)をすることができないものとします(以下、この譲渡等の制限を「譲渡制限」といいます。)

	株式報酬 A	株式報酬 B
(1) 支給時期及び支給株式数の算定方法	当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額の一部を譲渡制限付株式により支給する。	対象取締役に対し、毎事業年度の期初に、役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式を割り当てる。
(2) 報酬額及び株式数の上限	株式報酬の額の上限： 年額 130,000 千円以内 本割当株式の数の上限： 年間 90,000 株以内	株式報酬の額の上限： 年額 65,000 千円以内 本割当株式の数の上限： 年間 45,000 株以内
	但し、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる株式数の総数の調整を必要とする場合には、割り当てる株式数の総数を合理的に調整するものとする。	
(3) 譲渡制限期間	対象取締役が本割当株式の交付を受けることとなる日から 3 年間の譲渡制限を設け、当該期間中、対象取締役は当該株式について譲渡等をしてはならないものとする。	
(4) 譲渡制限の解除の原則	原則として、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。	原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて、譲渡制限の解除を行う株式数を決定し、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。
(5) 退任が生じた場合の例外的取扱い		
① 任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、当該対象取締役に付与された当該株式の全てについて、譲渡制限を解除する。	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により退任した場合には、(i) 当該退任が、当該株式を付与した時点から当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定する前までの間に生じたときは、その時点における中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う当該株式の数及び譲

		渡制限を解除する時期を、(ii)当該退任が、当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間において生じたときは、譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整する。
②正当な理由によらずに退任した場合	譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、当該対象取締役に割り当てられた当該株式の全部を当然に無償で取得する。	
(6) 組織再編等の場合における例外的取扱い	譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項（以下「組織再編契約等」という。）が当社の株主総会（但し、当該組織再編契約等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、当該取締役に付与された当該株式の全てについて、譲渡制限を解除する。	譲渡制限期間中に、組織再編契約等が当社の株主総会（但し、当該組織再編契約等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、(i)当該承認が、当該株式を付与した時点から当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定する前までの間においてなされたときは、その時点における中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う当該株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、(ii)当該承認が、当該株式のうち譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間においてなされたときは、譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整する。
(7) その他の無償取得事由	当社は、譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点において、譲渡制限が解除されないこととなった当該株式について、当然に無償で取得する。	
(8) 株式の無償返還	本割当契約には、重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬の全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定する。	
(9) その他取締役会で定める内容	その他の内容及び本制度の運用に関する事項については、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会で定める。	

以上